

- ◎新潟県訓令第9号
- ◎新潟県議会訓令第2号
- ◎新潟県人事委員会訓令第3号
- ◎新潟県監査委員訓令第2号

本 庁
地 域 機 関
県 議 会 事 務 局
人 事 委 員 会 事 務 局
監 査 委 員 事 務 局
労 働 委 員 会 事 務 局

新潟県職員健康管理規程（昭和52年4月新潟県訓令第11号、昭和52年4月新潟県議会訓令第3号、昭和52年4月新潟県人事委員会訓令第3号、昭和52年4月新潟県監査委員訓令第3号）の一部を次の表のように改正する。

令和8年3月31日

新潟県知事 花角 英世
新潟県議会議長 青柳 正司
新潟県人事委員会委員長 氏家 信彦
新潟県代表監査委員 井上 智美

（下線及び太枠部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前																												
<p>（報告）</p> <p>第18条 事業所の長は、次の各号に掲げる場合に労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）、有機溶剤中毒予防規則（昭和47年労働省令第36号）その他衛生に関する厚生労働省令の定めるところにより、新潟県人事委員会が定める労働基準監督機関の職権区分に従い、新潟県人事委員会又はそれぞれの事業所の所在地を管轄する労働基準監督署に<u>報告</u>しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 別表第3の区分1から6まで、<u>8及び9</u>の検診を実施した場合</p> <p>2 (略)</p> <p>別表第3（第4条関係）</p> <p style="text-align: center;">特殊定期健康診断</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>対象者</th> <th>検査の項目</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>8 (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>歯科特殊検診</td> <td>塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、フッ化水素、黄りんその他歯又はその支持組織に有害な物のガス、蒸気又は粉じ</td> <td>歯又はその支持組織の異常の有無 年2回</td> </tr> </tbody> </table>	区分	対象者	検査の項目	備考	(略)				8 (略)	(略)	(略)	(略)	9	歯科特殊検診	塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、フッ化水素、黄りんその他歯又はその支持組織に有害な物のガス、蒸気又は粉じ	歯又はその支持組織の異常の有無 年2回	<p>（報告）</p> <p>第18条 事業所の長は、次の各号に掲げる場合に労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）、有機溶剤中毒予防規則（昭和47年労働省令第36号）その他衛生に関する厚生労働省令の定めるところにより、新潟県人事委員会が定める労働基準監督機関の職権区分に従い、新潟県人事委員会又はそれぞれの事業所の所在地を管轄する労働基準監督署に<u>報告書を提出</u>しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 別表第3の区分1から6まで<u>及び8</u>の検診を実施した場合</p> <p>2 (略)</p> <p>別表第3（第4条関係）</p> <p style="text-align: center;">特殊定期健康診断</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>対象者</th> <th>検査の項目</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>8 (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	対象者	検査の項目	備考	(略)				8 (略)	(略)	(略)	(略)
区分	対象者	検査の項目	備考																										
(略)																													
8 (略)	(略)	(略)	(略)																										
9	歯科特殊検診	塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、フッ化水素、黄りんその他歯又はその支持組織に有害な物のガス、蒸気又は粉じ	歯又はその支持組織の異常の有無 年2回																										
区分	対象者	検査の項目	備考																										
(略)																													
8 (略)	(略)	(略)	(略)																										

	んを発散 する場所 における 業務に従 事する職 員				
<u>10</u>	(略)	(略)		<u>9</u>	(略) (略)
<u>11</u>	(略)	(略)		<u>10</u>	(略) (略)